

糸島市補助金設計書

所管課	福祉支援課
-----	-------

補助金名称	社会復帰促進事業補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 1 __みんなが健康で元気なまちづくり

政策 3 __障がい者福祉の推進

施策 __障がい者の地域生活を支援する

1 補助の目的

精神障がい者及び家族が共に勉強し、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な活動及び福祉の増進を図るための支援を行う。
障がい者の家族の交流活動の参加促進を目的に、糸島市精神障害者家族会の活動の活性化に向けた支援を行う。

2 成果指標

成果指標：家族会（交流会・研修会）の開催回数

目標値：9回（H28） 現状値以上（H32）

交流事業や地域における活動等の情報・意見交換、関係者関連機関の研修会に参加することで、病気の正しい知識を学ぶ。また、同じ悩みや体験を持つ家族同士が安心して語り合い、癒しと交流の場を持つことで、精神障がい者や家族が住み慣れた地域で安心して生活できるようにする。

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

社会復帰促進事業

補助対象者

糸島市精神障がい者家族会(いとしま会) 会員13人+賛助会員4人

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費。ただし、総会費、役員会議費、弔慰費、役員手当は除く。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助金額 20千円（上限額）

支出に占める補助金額は18.5%であり、補助金が無いと会の事業運営が成り立たない。
(会費と寄付金が占める割合は44.5%)

補助率は50%以内である。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

平成32年度まで